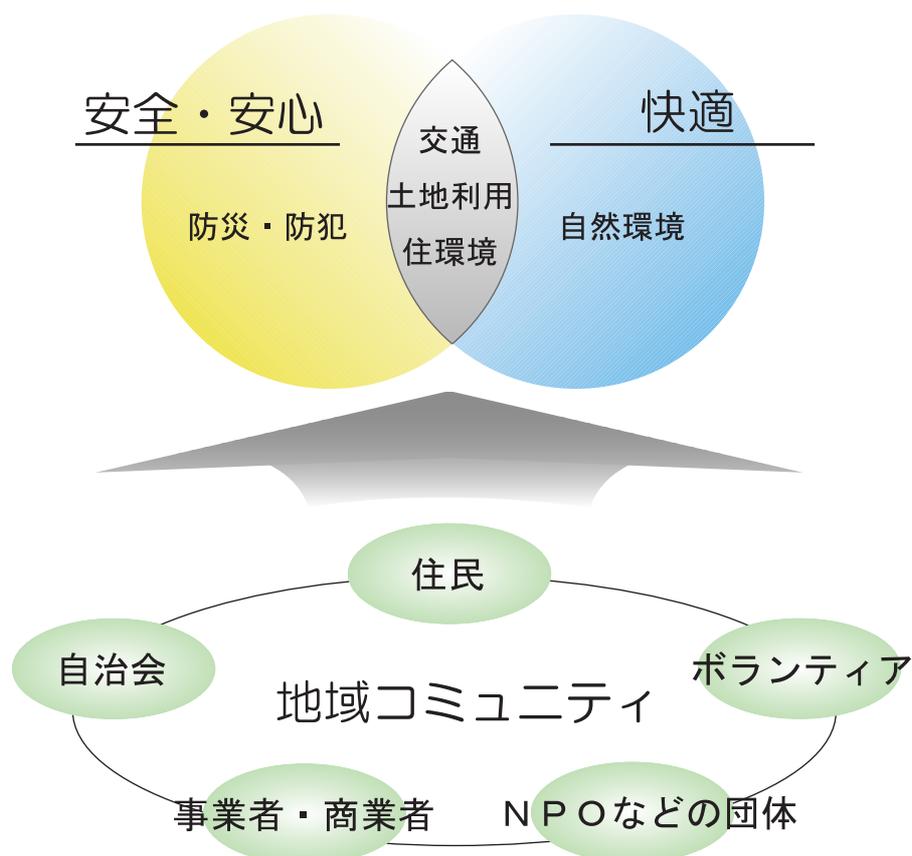


Ⅲ章 地区の目標と方針

1 地区まちづくりの目標

本地区のまちづくりの目標を設定するにあたり、地区の課題をキーワードにより整理すると、次のように表現できます。



地区の課題を解決し、より快適に住みやすいまちを目指して本地区のまちづくりの目標を次のように設定します。

『地域コミュニティが息づく安全・安心で快適なまち』

地域での人と人とのつながりやさまざまな地域活動を通じて地域コミュニティが活性化し、これを推進力として、安全・安心で快適な地区となることを目指します。

2 地区まちづくりの基本理念

地区まちづくりの目標に沿い、本地区のまちづくりの基本理念として、「お互い協力し支えあう」ことを軸に、次の3つの柱を設定します。

◆安全・安心で快適なまちづくり

誰もが安全に安心して快適に暮らせるよう、住宅地としての良好な住環境を創造し、交通などの安全性・利便性を向上させます。

災害・犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めるとともに、災害・犯罪発生時には災害による被害を最小限に止め、高齢者や子ども、障害者などの要援護者も含めて、素早く的確に対応できる住民と行政または住民どうしの協力体制をつくります。

◆地域の資源や歴史を大切にすまちづくり

自然環境や住環境、地区の歴史的資源など各地域に存するまちづくりの資源を大切にしながら、地域に根ざした個性あるまちづくりを進めます。

人と人とのつながりを大切にして、各地域の特長を活かしながら、魅力のある東本郷地区らしいまちづくりを進めます。

◆地域で支えあうまちづくり

世代や抱える課題などを超えて、さまざまな機会や場を通じて人びとが活発に交流し、地域の一人ひとりがお互いに協力し支えあうことにより、子供から高齢者まですべての人が活気に満ちているコミュニティづくりを進めます。

地域コミュニティの活性化によって、それぞれの課題に対して住民と行政または住民どうしが協働して取り組むことを基本としてまちづくりを進めていきます。

3 まちづくりの方針

本地区の課題を解決し、『地域コミュニティが息づく安全・安心で快適なまち』を実現していくために、まちづくりの基本理念をもとに、おおむね20年後の東本郷地区の望ましい将来像とともに、それを実現するためのまちづくりの方針を示していきます。

方針 1 道路交通環境の改善

<将来像>

◇安全で快適な歩行空間が連続し、歩行者に優しいまち

◇誰もが気軽に出かけることができるまち

(1) 周辺の都市計画道路の整備

「バス通り」や「ケヤキ通り」、住宅地内の道路、農業専用地区内の道路の通過交通量を軽減するために、本地区周辺の都市計画道路である羽沢池辺線、山下長津田線、鴨居上飯田線の整備を推進していきます。

(2) 主要な生活道路の交通環境改善

「バス通り」については、交通量が多く、歩道が不連続で狭い箇所が多いことなどから、歩行者の安全性を確保していきます。具体的な方策としては、交差点やバス停付近における歩行空間の整備を優先的に行うなど安全対策を進めます。

「ケヤキ通り」については、危険な交差点やカーブなどでの交通処理を中心に改善していきます。信号機や横断歩道の設置や、車両の減速化を目的とした路面の工夫などにより交通に関する安全性を高めることや、騒音・振動・排気ガス対策などについて、周辺住民と意見を交換しながら、有効な交通環境改善対策を検討していきます。

(3) 南北方向の道路の整備誘導

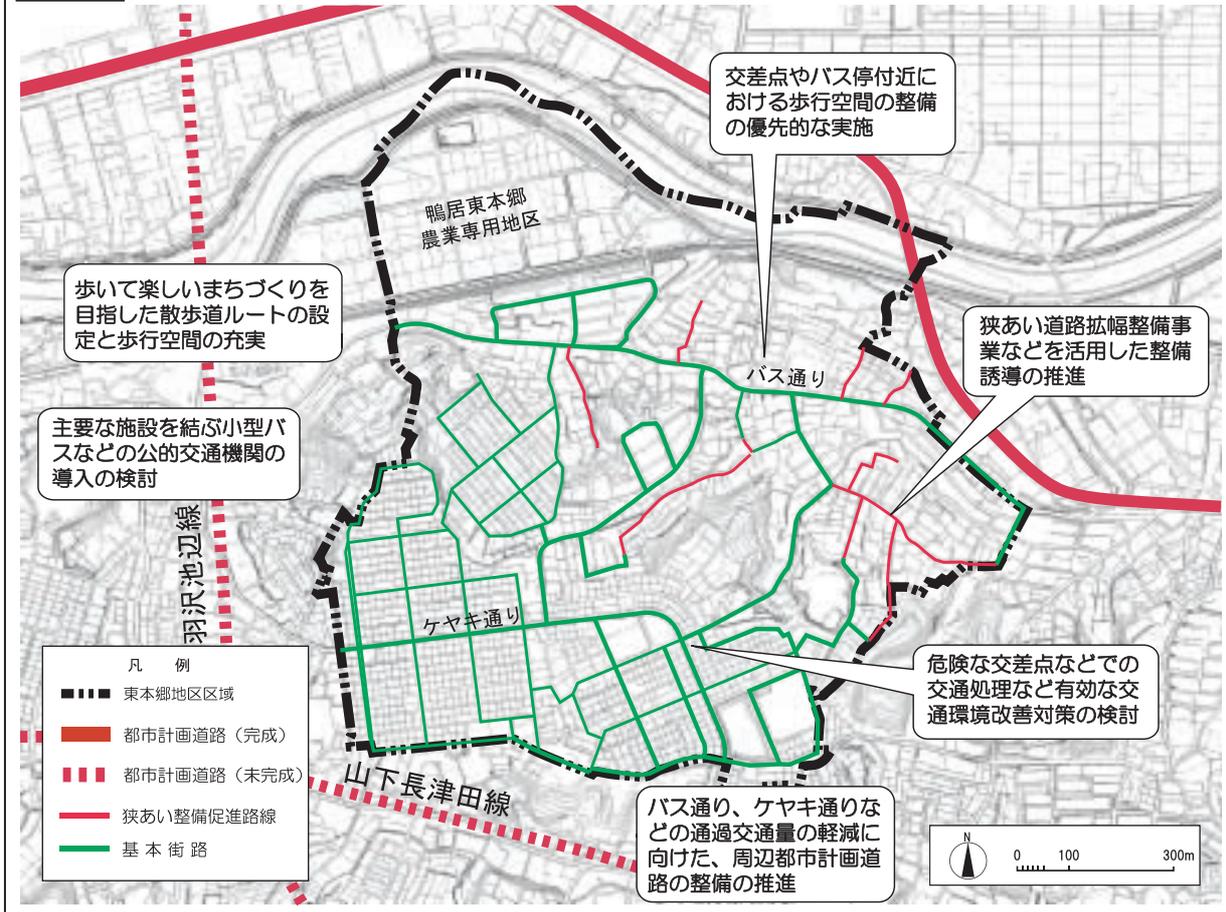
「戸建集合住宅地域」において、バス通り周辺の低地とケヤキ通り周辺の丘陵地を南北方向に結ぶ道路の整備を進めるために、幅員4m未満の狭あい道路について狭あい道路拡幅整備事業^(※)などを活用した整備誘導を図ります。これらは住宅地の整備誘導と併せて順次整備することを検討します。

(4) 歩行空間の充実と公的交通機関の整備

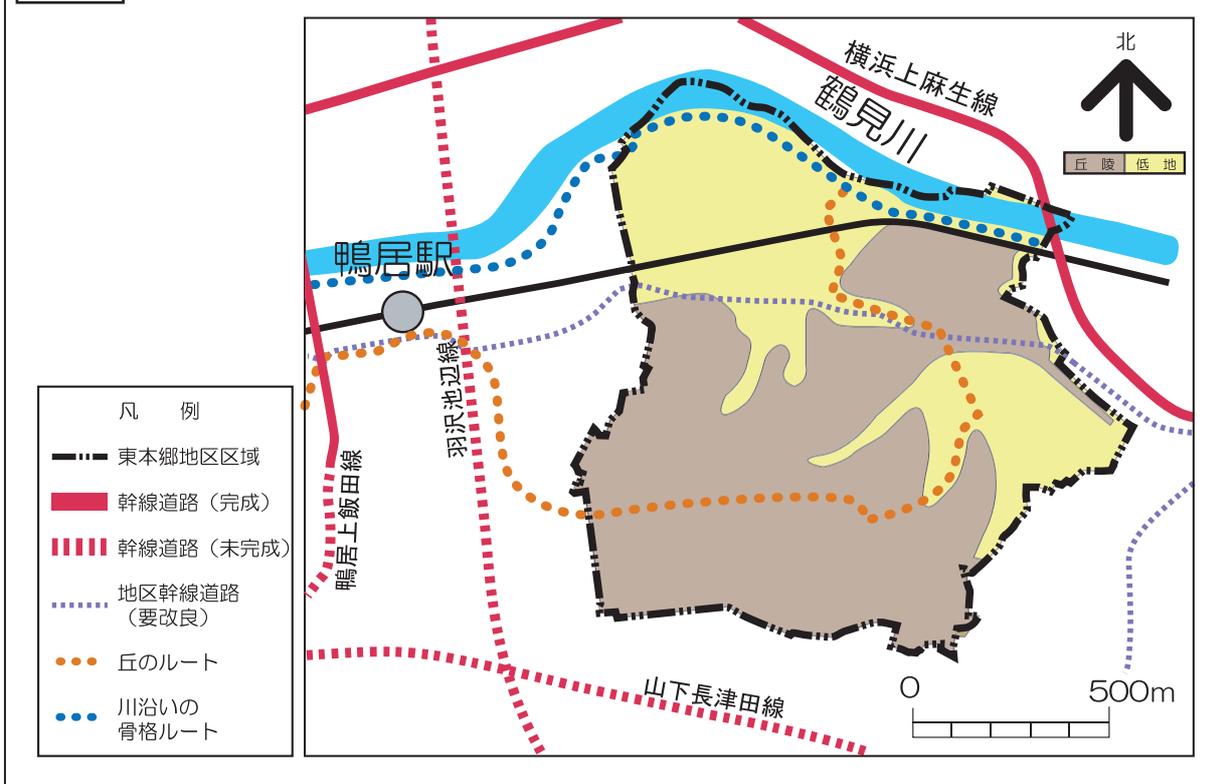
本地区においても環境負荷を軽減するため、自家用自動車の使用を減らし、安全で安心して歩くことができる楽しいまちづくりを進めていきます。

そのため、本地区に散歩ルートを設定して歩行空間を充実させていくことや、JR 横浜線鴨居駅、東本郷地域ケアプラザおよび東本郷小学校コミュニティスクールなどの主要な施設を結ぶ小型バスなどの公的交通機関の導入を検討します。

方針1 道路交通環境の改善＜方針図＞



参考 ＜『緑区まちづくり計画』での方針＞



方針2 快適に暮らせる住環境づくり

<将来像>

- ◇一人ひとりが良好な住環境や美しい街並みの保全・創造に向けて努力しているまち
- ◇子育て世代や高齢者、障害者などが孤立せず、生き生きと暮らしていくことができるまち

(1) 計画的開発地域（地区南西部の戸建住宅地域）

地区南西部を中心とする土地区画整理事業などにより整備されてきた「計画的開発地域」においては、良好な住環境を保全するために、建築物などの規制や誘導、花の植栽などの取り組みをおこないます。このほか、違法な看板の撤去や、景観上地域にふさわしくない看板について、看板の設置者に対し改善するよう働きかけることなど、景観的にも美しいまちづくりを進めていきます。

また、若い世代の活動への参加などコミュニティの更なる活性化を図り、まちのルールづくりを進めます。また、行政としてルールづくりへの支援をおこないます。

(2) 戸建集合住宅地域（地区中央部の戸建住宅と集合住宅が混在する地域）

地区中心部に広がる傾斜地を含む「戸建集合住宅地域」は、比較的小規模な開発などが散在し、狭あいな道路や行き止まり道路が多く、ゆとりある市街地の形成が望まれています。

そのため、横浜市で実施している狭あい道路拡幅整備事業の活用などによる狭あい道路の拡幅整備や、木造耐震診断、がけ崩れ災害の恐れがある宅地の改善などについて進めます。また、自治会などによるコミュニティづくりの活動を基盤として、地域の住民と協働しながらまちのルールづくりについて検討していきます。

(3) 集合住宅地域（地区北部の JR 横浜線沿線の地域）

JR横浜線に沿って延びている「集合住宅地域」では、集合住宅の駐車場の管理について、居住者間の駐車場の貸し借りをおこなうなどのルール化が検討されています。また、将来予想される建物の大規模修繕や建替えに対しても、地域の住民が早期から準備しておくことが必要です。

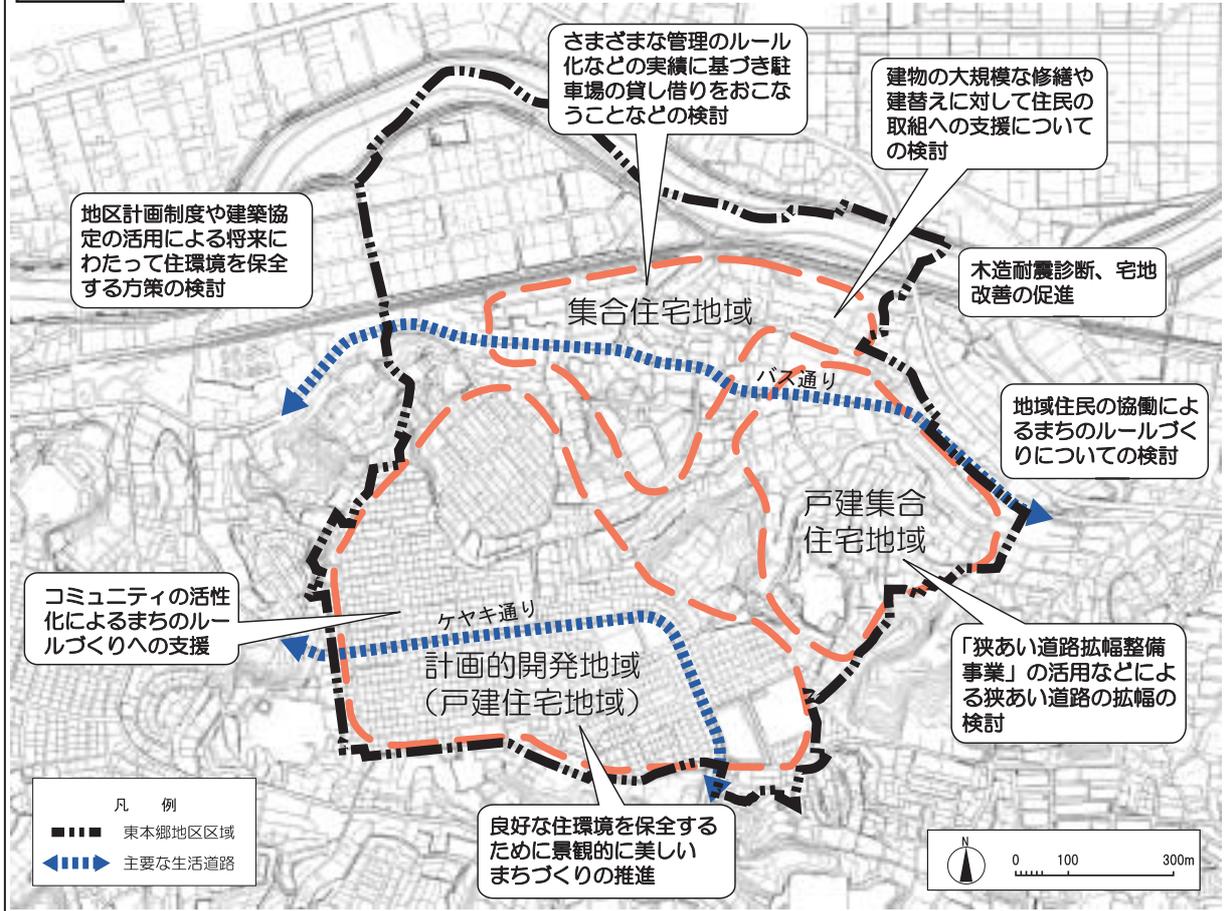
これらについては、現在積極的におこなわれている住民の活動がさらに発展することが、よりよい解決へとつながるため、住民による取り組みへの支援について検討していきます。

(4) 地区計画^(※)や建築協定などの活用

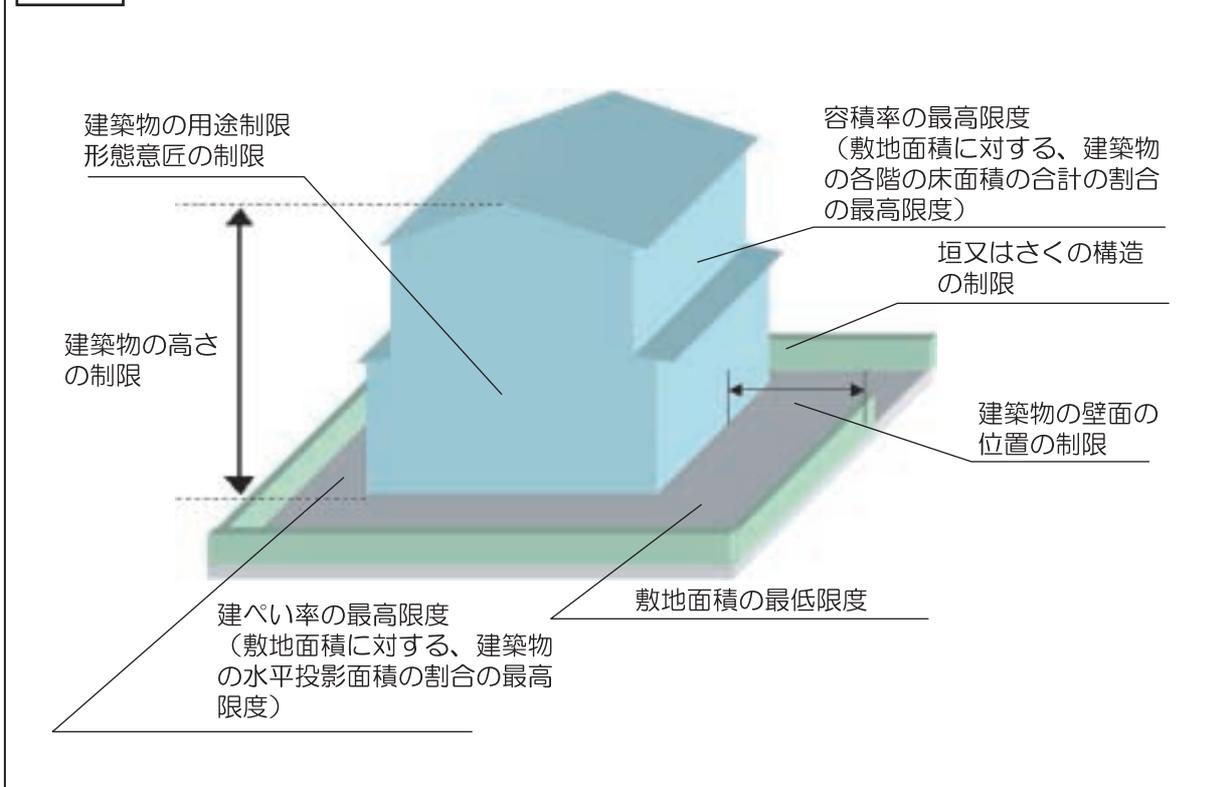
地区全体を通じて、地区計画や建築協定などを活用しながら、各地域の特性に応じたまちづくりを順次進めていくことを基本とします。

また、すでに建築協定を締結している地域については、協定期間の満了に際して、建築協定の更新や地区計画への移行など、住環境を保全する方策を住民と協働して検討していきます。

方針2 快適に暮らせる住環境づくり<方針図>



参考 地区計画に定められる内容の例



方針3 安全・安心まちづくりの推進

<将来像>

- ◇災害が発生しても被害の拡大を最小限に止めるような災害に強い安全なまち
- ◇子どもや高齢者、障害者などを含めた地域みんなでお互いに助け合うたくましいまち
- ◇犯罪の発生しにくい環境をみんなで作っていくまち

(1) 一時避難場所づくり

地区北側を中心に広がる農業専用地区は防災協力農地として登録されています。また、地区内に点在する農地や公園を一時的な避難空間や仮設住宅建設用地、復旧資材置場などとして活用することを、農家と地区住民とで検討していきます。

また、その活動を通じて農家と地区住民の日常的な交流を進めていきます。

(2) 防災まちづくり

地区住民によって避難ルートを設定するため、避難上危険と思われるブロック塀や傾斜地などの把握をおこないます。また、個々の住宅についても、住宅耐震診断制度（木造住宅耐震診断士派遣制度^(※)）や危険ブロック塀改善融資制度^(※)、傾斜地に対する宅地防災工事資金融資制度^(※)、狭あい道路拡幅整備事業などの各種制度を積極的に活用しながら、災害に強い安全なまちづくりを進めていきます。

(3) 避難体制の確立

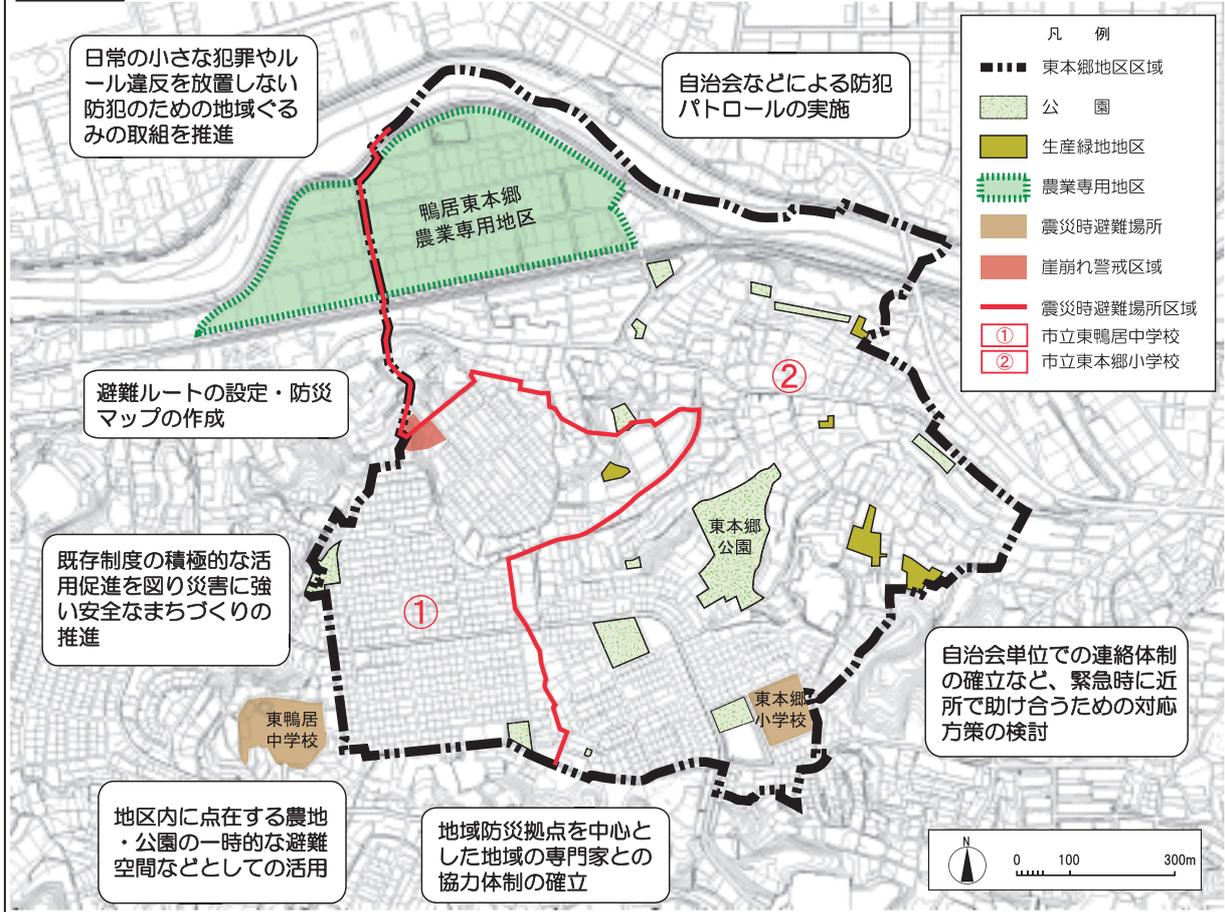
自治会などを主体とした自主防災組織との協働により、災害を想定した避難訓練を実施するとともに、避難ルートの設定、防災マップの作成を進めます。また、地域防災拠点を中心として、医師や看護師など地域の専門家との協力体制を整えていきます。

また、高齢者や子ども、障害者などのいわゆる要援護者に対する安全と安心を確保するため、プライバシーに充分配慮しつつ、自治会単位での連絡体制の確立など、緊急時に近所で助けあうための対応方策について、ボランティア団体などとの連携も含めて検討していきます。

(4) 防犯対策

日常の小さな犯罪やルール違反を放置しないことが、重大犯罪の抑制につながると言われており、そのためには「家庭・地域の安全は、区民・地域自らがつくる」という考え方を基本に、住民と行政が連携して取り組む仕組みが必要です。よって、自治会をはじめ、青少年指導員、PTAなど様々な団体の協力と行政の支援により、地域ぐるみの取組を進めていきます。また、犯罪の発生しにくい環境とするために、建物や公園に死角をつくらない工夫をする、夜間暗くなる道路や遊歩道・公園などに街灯や防犯灯の設置を進める、自治会による防犯パトロールを実施することなどを検討し、順次取り組んでいきます。

方針3 防災まちづくりの推進<方針図>



参考



写真-6 防災訓練



写真-7 東本郷公園

方針4 緑と自然のまちづくり

<将来像>

- ◇誰もが自然環境とふれあえるように、良好な環境の緑と水が連なり、その豊かな自然を楽しめるまち
- ◇地域の人々による緑の保全活動が盛んで、身近な緑を大切にするまち

(1) 公園の活用

子どもや高齢者を含めて、誰もが快適に利用でき、環境学習などの場として活用できる公園としていくことを目指します。公園の活用にあたっては、公園愛護会を中心に、ボランティア団体などと連携しながら住民参加により計画を作成するとともに、その運営についても住民と行政が協働することでより利用しやすい安全な公園づくりを進めていきます。

(2) 緑の保全と創造

本地区内の緑については、住環境や景観の向上の観点から、緑の保全活動をおこなっているボランティア団体や関係機関、住民などが連携して、道路への植栽や住宅地の緑化などを推進します。また、安定し良好な斜面緑地の保全なども含めて、緑地保存地区制度^(※)の活用などによる緑の保全についても土地所有者などに協力を求めています。

(3) 農地の保全と活用

本地区における農地は、新鮮な農産物の供給地であるとともに、住民に安らぎを与える貴重な地域資源となっていることから、農地の保全・活用を目指します。

そのため、農地について小中学校での総合学習の場としての活用や、災害時の一時的な避難空間・復旧資材置場などとしての活用、地域住民が集えるコミュニティの場としての活用などを検討していきます。また農家と地区住民との日常的な交流を図るための地域での仕組みづくりや、関係機関やボランティア団体などとの連携を進めていきます。

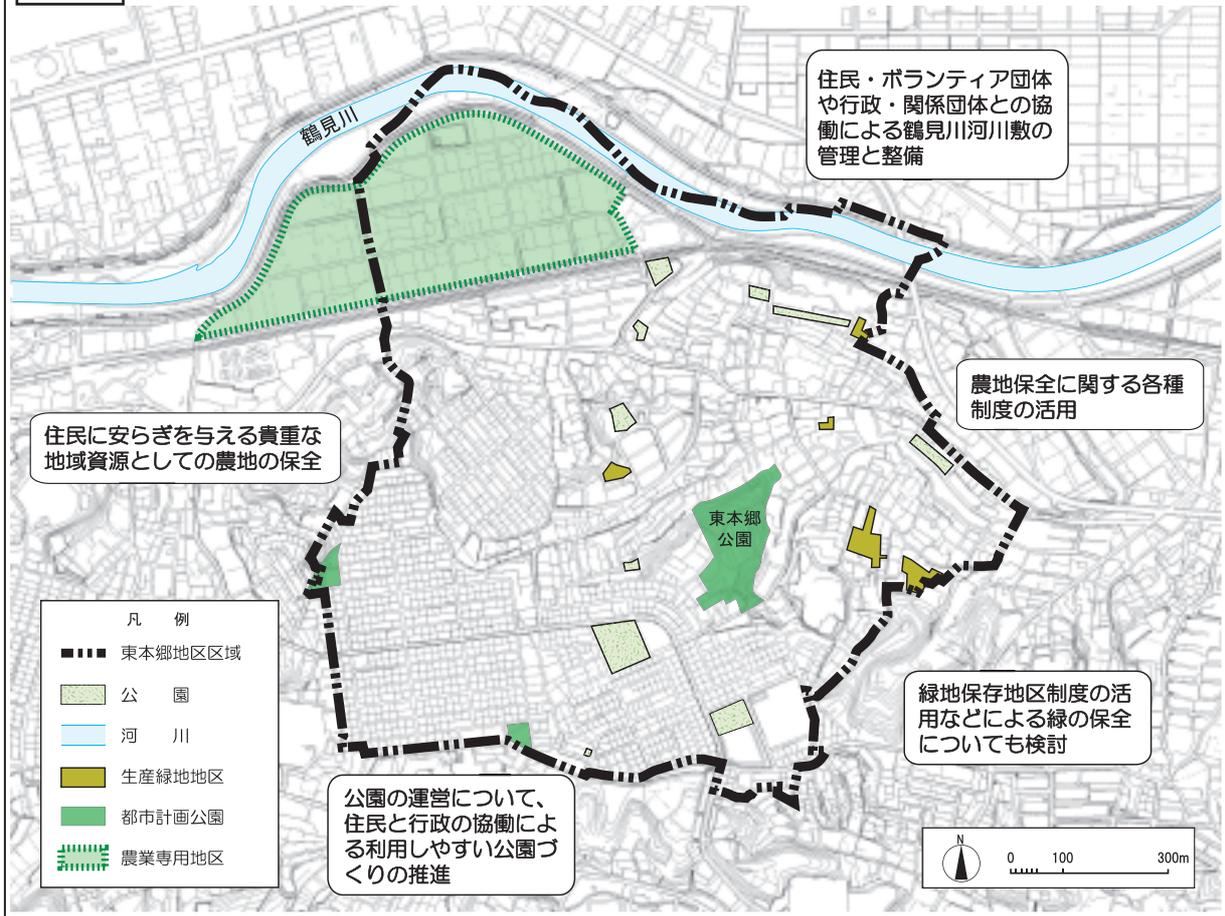
さらに、農地保全に関する各種制度の活用により、地域での地場農作物の消費拡大による農地利用の活性化や、農家への「市民利用型農園促進特区^(※)」による市民農園^(※)の開設などについても検討していきます。

(4) 鶴見川河川敷の管理と整備

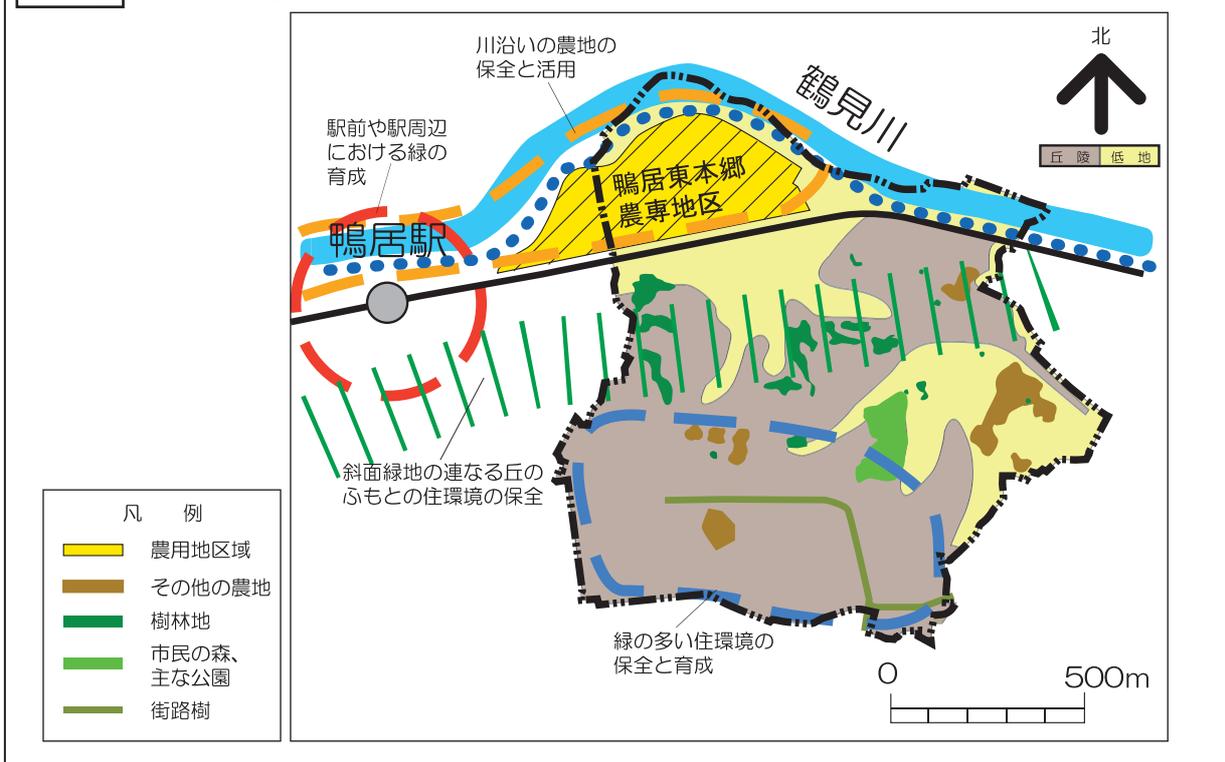
鶴見川河川敷は、レクリエーション機能を兼ね備えた市民の憩いの空間として自然環境の保全・再生を目指します。

そのため、河川敷の清掃、遊歩道沿道への花の植栽、維持管理の実施、及び水辺に親しむ空間としての整備など、住民・ボランティア団体と行政との協働により、鶴見川河川敷の管理と整備を進めていきます。

方針4 緑と自然のまちづくり<方針図>



参 考 <『緑区まちづくり計画』での方針>



方針5 エコ・コミュニティ^(※)づくり

<将来像>

- ◇住民一人ひとりによって美しいまちが維持され、ごみを捨てづらいきれいなまち
- ◇地球環境保全の意識が高く、各家庭でできることを積極的に実践しているまち

(1) リデュース・リユース・リサイクル^(※)などの運動

横浜市で現在実施している横浜G30プラン^(※)を積極的に進めるとともに、本地区ではリデュース・リユース・リサイクルの運動を促進します。

そのため、家庭内での生ごみ処理機^(※)の設置促進によるごみの減量化、ごみの分別収集の徹底、地区内における街路樹などの落ち葉の堆肥としての活用、農家との連携による良質な堆肥づくりの勉強会、および、家具や衣類などのバザーの開催などについて地域住民が主体となって進めていきます。

(2) 地球温暖化対策に向けた運動

住民への意識啓発により、各家庭においても地球温暖化対策を積極的に進めていく地域づくりを目指します。

自家用車の利用を減らすため、住民一人ひとりが、自家用車に頼らず歩けるところは歩く暮らしを実践するとともに、自家用車の総量を減らすために、小型バスなどの公的交通機関の利用を進めていきます。また、地球環境の保全を考え、電気やガス・水道など日常生活で使用している資源をできるだけ節約して使用するなど、各家庭でできることを積極的に進めていきます。

(3) 花いっぱい運動^(※)

自然が豊かなエコ・コミュニティづくりの一環として、地区全体における花いっぱい運動を展開し、四季折々の花が楽しめる美しいまちとして本地区のイメージアップを図るとともに、ごみを捨てづらいまちとして地域の美化を進めます。

自治会や商店街、農家、ボランティア団体、学校などの関係機関が相互に連携して、地区全体の取組として進めていくことを検討します。



写真-8 鶴見川河川敷の清掃



写真-9 花いっぱい運動

方針6 地域コミュニティづくり

<将来像>

◇福祉、まちづくり、教育などの市民活動に地域の人がみんなで参加しているまち

◇市民活動などへの参加を通して、地域を越えた人どうしのつながりが生まれているまち

(1) 支えあうまちづくり

子育て世代や高齢者、障害者などを支える地域の自主的な市民活動団体を支援して、住民どうしがお互いに支えあう地域社会の形成を進めます。

具体的には、地域の人たちが集会所に集まって食事会を開いたり、高齢者や障害者などに対する送迎サービスの実施など、現在地域で取り組んでいる活動をさらに充実させます。さらに、事業者や事業者などの協力を含めて、それらの活動に地域の人々が誰でも参加できるように相互の交流を進めながら良好な地域コミュニティを形成していきます。

(2) 出会いと交流の促進

地域コミュニティづくりを進めていくために、各地域内での住民どうし、他地域の住民と交流する機会や、子どもと高齢者がふれあう場の創出など、コミュニティ形成のきっかけや仕組みづくりを、地域福祉や教育などの視点も意識しながら進めていきます。

具体的には、各自治会やボランティア団体などで現在おこなっている生涯学習や緑化活動などを地域や組織の枠を超えて横断的につなぐためのイベントの開催や情報交換などを実施していきます。

(3) 地域活動の推進

地域活動を推進していくためには、多様な参加者の拡大と他団体・他地域との交流を実現していく人の育成と場づくりが必要です。

そのため、地域での専門家・リーダーなどの人材を発掘し育成することや、各地域で抱える課題の解決のために必要な調査をおこなうことや情報を公開し、地域活動の広がり新たな活動の芽を育てていきます。

また、こうした地域活動の推進を支えていく機能として、自治会の集会所や東本郷地域ケアプラザ、東本郷小学校のコミュニティスクールや体育館などを各地域の住民が相互に使い合うなど、既存施設の有効活用を進めるとともに、多くの住民が集まれる施設についても検討していきます。



写真-10 通学児童の誘導



写真-11 東本郷地域ケアプラザ



写真-12 送迎サービスの実施